



# かごしま 子育て応援企業を 紹介します♪



登録番号	373
登録日	平成28年12月1日

名称	医療法人 浩然会
代表者職名・氏名	理事長 大重 太真男
所在地	〒891-0402 指宿市十町1145番地
電話番号	0993-22-3295
ホームページアドレス	<a href="http://www.kouzenkai-hp.or.jp">http://www.kouzenkai-hp.or.jp</a>
業種	医療・福祉
業務概要	指宿浩然会病院, 介護老人保健施設「ヴァンバールみどりの風」, 指宿訪問看護ステーション, 小規模多機能型居宅介護「ケアホーム合歓の木」
行動計画期間	平成28年3月1日 ~ 平成33年2月28日
行動計画の 主な内容	<p>目標1) 計画期間内に男性職員の育児休業の取得を1名以上, 女性職員の短時間勤務利用者を3名以上とする。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年3月～ 育児休業, 短時間勤務制度が取得できることや, 休業中の育児休業給付金等諸制度について周知を図る。 介護休業及び介護短時間勤務についても周知を図る。</li> <li>平成28年10月～ 制度利用希望者に, 随時相談できる窓口体制をとる。</li> </ul> <p>目標2) 子供を育てる職員が利用できる, 院内託児所をより一層充実させる。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年4月～ 現在の院内託児所の新築移転を進めていく。</li> <li>平成28年10月～ 託児所会議等を利用して, 新築移転計画に伴う職員との意見交換の場を設ける。</li> <li>平成30年4月～ 子供の病気に対し, 勤務が柔軟に対応できる体制をとっていく。</li> </ul> <p>目標3) 育児休業後, 子育て職員に対して, 子供が3歳になるまで短時間勤務を認めているが, 就業促進を支援するために小学校入学前まで延長できるよう検討を行う。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年3月～ 職員からのニーズを聴取する。</li> <li>平成29年4月～ 制度の構築を検討する。</li> </ul>
こんな両立支援に取り組んでいます	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 託児所の設置 指宿浩然会病院敷地内に24時間365日運営の託児所「たんぽぽ」があり, 就学前までのお子さんを預けることができます。 幼稚園や保育園等が休みの場合, 臨時に預けることも可能です。</li> <li>■ 産前・産後休業 出産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間), 出産後8週間の休暇があります。</li> <li>■ 育児・介護休業等の制度</li> </ul>

	<p>育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限、育児・介護のための短時間勤務。</p>
--	--